

令和5年度 農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業実施要領に基づき、農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業を実施する土地改良区等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助事業者及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を所轄する農林事務所長（以下、「所長」）に提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定により所長が補助申請者に対して行う通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 所長は、交付決定の通知を行った場合は、速やかに農林水産部長に対し、前項にて補助申請者に通知した補助金交付決定通知書の写しを提出するものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条の知事が定める期日は、補助申請者が前条に規定する交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業

に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない増減、事業主体の変更以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

（補助事業の中止等）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかに書面により所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行中に所長の指示があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 所長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第5号）を所長に提出するものとする。

（事業完了延期の届）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、事業完了延期報告書（様式第6号）により速やかに所長へ報告して承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書及び概算払精算内訳書（茨城県財務規則第274条の規定に基づく帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号、103号）及び補助事業に係る契約書又は領収書等を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、第3条第2項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、第3条第2項ただし書

きに規定する事業主体に係る部分における消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（検査及び補助金の額の確定）

第12条 県は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに確認検査（書類検査又は必要性を感じた場合は現地調査）規則第14条の規定により所長が補助事業者に対して行う補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第20条第1項第2号に規定する知事の指定するものは、機械及び重要な器具並びに同項第3号に規定する知事の定める1件の所得金額50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

付則

この要項は令和5年12月25日から施行する。

（別表）

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者	補助率
1 農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業	農業用水の取水口にナガエツルノゲイトウの侵入を防止させるフェンスを設置する経費 ○その他、所長が特に必要と認めたものに係る経費	土地改良区等	補助対象経費の10/10とする。